

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県建築士法施行細則の一部を改正する規則 〈3・31揭示〉	1
◎高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例施行規則 の一部を改正する規則 〈 〉	6
◎保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則 〈 〉	6
◎助産師、看護師等養成奨学金貸付け条例施行規則の一 部を改正する規則 〈 〉	8
◎高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例 施行規則の一部を改正する規則 〈 〉	23
◎高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する 条例施行規則の一部を改正する規則 〈 〉	26
◎高知県会計規則の一部を改正する規則 〈4・1揭示〉	28
訓 令	
高知県教育委員会訓令	
◎高知県産業振興推進本部設置規程 〈4・1揭示〉	28
訓 令	
高知県公営企業局訓令	
高知県教育委員会訓令	
高知県警察本部訓令	
高知県監査委員訓令	
◎高知県南海地震対策推進本部設置規程の一部を改正す る訓令 〈4・1揭示〉	29
告 示	
◎高知県立幡多看護専門学校の入学手数料の現金領収証書の様式の定め及び告 示の廃止 (医師確保推 進課)	30
○包括外部監査契約の締結 (行政管理課)	31
◎告示(会計管理者及び出納員の権限に 属する事務の一部委任)の一部改正 (会計企画課)	31
◎告示(指定金融機関等の名称、位置) の一部改正 (〃)	

〈 〉	32
◎告示(高知県会計規則第2条による出 先機関及び取扱店の指定)の一部改正 (〃)	33
高知県公営企業局管理規程	
◎高知県公営企業局事務処理規程の一部を改正する規程 〈4・1揭示〉	34
高知県公安委員会規則	
◎高知県警察組織規則の一部を改正する規則 〈3・27揭示〉	35
◎高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区 域に関する規則の一部を改正する規則 〈 〉	36
◎高知県公安委員会公印規則の一部を改正する規則 〈 〉	37
◎高知県警察定員配分規則の一部を改正する規則 〈4・1揭示〉	37
高知県人事委員会規則	
◎職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則 〈3・31揭示〉	37
◎職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規 則 〈 〉	37
◎給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則 〈 〉	37
◎職員の任用に関する規則の一部を改正する規則 〈4・1揭示〉	37
◎人事記録に関する規則の一部を改正する規則 〈 〉	38
◎公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を 改正する規則 〈 〉	38

規 則

高知県建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布す
る。
平成21年3月31日(揭示済)

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第30号

高知県建築士法施行細則の一部を改正する規則
高知県建築士法施行細則(昭和25年高知県規則第87号)の一部
を次のように改正する。
目次中「第9条の18」を「第9条の19」に改める。
第1条中「(昭和27年高知県条例第9号)」を「(昭和27年高
知県条例第9号。以下「条例」という。)」に改める。
第4条の見出し中「変更」を「変更及び免許証の書換え交付」
に改め、同条第1項中「免許証」を「免許証又は免許証明書(法

第10条の21第1項において読み替えて適用される法第5条第2項
の規定により法第10条の20第1項に規定する都道府県指定登録機
関(以下単に「指定登録機関」という。)が交付する免許証明書
をいう。)(以下「免許証等」という。))に改め、同条第2項
中「規定による届出があった」を「届出・申請書が提出された」
に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加
える。

2 二級建築士は、前項の規定による届出及び条例第6条の2第
1項の規定に基づく免許証等の書換え交付の申請をするとき
は、別記第2号様式の2による届出・申請書によらなければなら
ない。

第5条第1項中「免許証を」を「免許証等を」に、「おいて
は」を「おいては、条例第6条の2第1項の規定に基づき」に改
め、同条第2項中「申請者」を「条例第6条の2第2項の規定に
より申請者」に改め、同条第3項中「免許証を」を「免許証等
を」に改める。

第6条の見出し並びに同条第1項及び第2項並びに第9条(見
出しを含む。)中「免許証」を「免許証等」に改める。

第9条の2中「第4条第2項」を「第4条第3項」に改める。
第9条の3第2項中「法第10条の20第1項に規定する都道府県
指定登録機関(以下単に「指定登録機関」という。)が同項」を
「指定登録機関が法第10条の20第1項に、「名簿を」を「法第
10条の21第1項において読み替えて適用される法第6条第2項の
規定により名簿を」に改める。

第2章中第9条の18の次に次の1条を加える。
(指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合における規
定の適用等)

第9条の19 指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合
における第1条の2第1項、第2条、第4条第1項及び第3項、
第5条並びに第7条(これらの規定を第9条の2において準用
する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定
(第1条の2第1項を除く。)中「知事」とあるのは「指定登
録機関」と、第1条の2第1項中「知事」とあるのは「法10条
の20第1項に規定する都道府県指定登録機関(以下単に「指定
登録機関」という。))と、第2条第1項中「別記第2号様式
による免許証(以下「免許証」という。))とあるのは「免許
証明書(法第10条の21第1項において読み替えて適用される法
第5条第2項の規定により指定登録機関が交付する免許証明書を
いう。以下同じ。))と、第4条第1項中「免許証又は免許
証明書(法第10条の21第1項において読み替えて適用される法
第5条第2項の規定により法第10条の20第1項に規定する都道
府県指定登録機関(以下単に「指定登録機関」という。)が交
付する免許証明書をいう。))とあるのは「別記第2号様式に
よる免許証又は免許証明書」と、同条第3項中「第6条の2第

2項」とあるのは「第6条の3第2項において読み替えて適用される条例第6条の2第2項」と、「免許証」とあるのは「免許証明書」と、第5条第1項中「第6条の2第1項」とあるのは「第6条の3第2項において読み替えて適用される条例第6条の2第1項」と、同条第2項中「第6条の2第2項」とあるのは「第6条の3第2項において読み替えて適用される条例第6条の2第2項」と、「免許証」とあるのは「免許証明書」と、同条第3項中「免許証の」とあるのは「免許証明書の」と、第7条第1項中「二級建築士の免許を取り消した場合又は前条第3項の規定による届出があった場合」とあるのは「知事が二級建築士の免許を取り消した場合又は第9条の16第1号の規定により前条第3項の規定による届出に係る事項を記載した書類の交付を受けた場合」とする。

- 2 指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合における別記第1号様式、別記第2号様式の2及び別記第3号様式については、これらの様式に準じて指定登録機関が定めるものとする。
別記第1号様式及び別記第2号様式を次のように改める。

別記
第1号様式（第1条の2関係）

二級建築士免許申請書 木造			
〔記入注意〕 数字は、算用数字を用い、※印欄は記入せず、□のある欄は該当するものの□の中にL印を付けてください。外国の建築士免許を受けた方は、「試験」欄に、その免許の名称、免許者名及び免許年月日を記入してください。			高知県収入証紙 はり付け箇所
私は、二級建築士の免許を受けたいので、戸籍謄本（抄本）及び登記事項証明書を添えて申請します。			
私は、以下に記入した事項が真実かつ正確であることを誓います。			
年 月 日		氏名..... [㊟] (署名)	
高知県知事 様			
ふりがな 氏 名	生年 月 日	年 月 日	写真より付け箇所 1 縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの写真の裏面に氏名及び撮影年月日を記入し、はり付けてください。 2 はり付けた写真は、免許証に転写されます。
本籍地の 都道府県	性別	男 □ 女 □	
現住所	電話番号		
試験	二級建築士試験又は木造建築士試験に合格した年月日及び番号		
	合格年月日	年 月 日	合格番号 第 号
欠格事由	1 後見開始又は保佐開始の審判（禁治産又は準禁治産の宣言も、これに該当するとみなされます。）を受けていますか。	いる □	いない □
	2 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。	ある □	ない □
	あるときは、その罪及び刑..... あるときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日.....	年 月 日	
	3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。	ある □	ない □
	あるときは、その罪及び刑..... あるときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日.....	年 月 日	
4 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。	ある □	ない □	
あるときは、その日.....	年 月 日		
5 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に同法第9条第1項第1号の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。	ある □	ない □	
業務の停止の処分を受けたことがあるときは、その停止の期間.....	年 月 日から 年 月 日まで		
※審査			
※登録番号	※登録年月日	年 月 日	※受付番号

第2号様式 (第2条関係)

← 8.5センチメートル →

二級 建築士免許証
木造

(氏名) _____

年 月 日生

二級 建築士登録番号 _____ 第 _____ 号

二級 建築士登録年月日 _____ 年 月 日

建築士法 (昭和25年法律第202号) により 二級 建築士の
免許を与えたことを証する。

年 月 日

高知県知事 印

写真はり付け箇所

↑ 5.4センチメートル ↓

備考 写真の大きさは、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルとする。
(裏面)

講習受講履歴		
講習の種別	修了年月日	修了証番号

↑ 4.2センチメートル ↓

← 7.5センチメートル →

別記第2号様式の次に次の1様式を加える。

第2号様式の2 (第4条関係)

高知県収入証紙 はり付け箇所

二級
木造 建築士登録事項変更届出・免許証書換え交付申請書

私は、この度下記のとおり登録事項に変更が生じたので、免許証の書換え交付を申請します。

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所
氏名

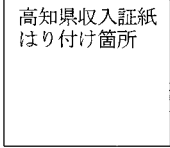
印

記

登録事項 (変更前)		変更後
1 氏 名		
2 生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
3 性 別	男 ・ 女	男 ・ 女
4 本籍地の都道府県		
5 登 録 番 号	第 号	
6 登 録 年 月 日	年 月 日	写真はり付け箇所 1 縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの写真の裏面に氏名及び撮影年月日を記入し、はり付けてください。 2 はり付けた写真は、免許証に転写されません。
7 変 更 年 月 日	年 月 日	
8 変更の理由		

別記第3号様式を次のように改める。

第3号様式 (第5条関係)



二級
木造 建築士免許証再交付申請書

私は、この度免許証等を汚損（亡失）しましたので、下記のとおり免許証の再交付を申請します。

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所
氏名 ㊟

記

1	ふりがな 氏名		写真是り付け箇所 1 縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの写真の裏面に氏名及び撮影年月日を記入し、はり付けてください。 2 はり付けた写真は、免許証に転写されます。
2	生年月日	年 月 日	
3	性別	男 ・ 女	
4	本籍地の都道府県		
5	登録番号	第 号	
6	登録年月日	年 月 日	
7	汚損又は亡失の年月日		
8	汚損又は亡失の理由（具体的に詳しく記入してください。）		

別記第3号様式の2中「免許証」を「免許証等」に改める。
別記第4号様式を次のように改める。

第4号様式(第6条関係)

二級
木造建築士免許取消し申請書

私は、この^{二級}度_{木造}建築士の免許の取消しを受けたいので、免許証等を添えて下記のとおり申請します。

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所
氏名 ④

記

1	ふりがな 氏名	
2	生年月日	年 月 日
3	性別	男 ・ 女
4	本籍地の都道府県	
5	登録番号	第 号
6	登録年月日	年 月 日
7	免許の取消しを受けたい理由(具体的に詳しく記入してください。)	

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。



高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日(揭示済)

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第31号

高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例施行規則の一部を改正する規則

高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例施行規則(平成20年高知県規則第19号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号及び第5号並びに第4条中「県外養成施設」を「養成施設」に改める。

第5条第1項中「年2回」を「半年分ごと」に改め、同条第2項中「9月30日」を「9月30日(新たに奨学金の貸付けを受ける年(6月に奨学金の貸付けを受けたときを除く。))にあっては、知事が別に定める日)」に改める。

第7条第2号及び第3号中「県外養成施設」を「養成施設」に改める。

第16条(見出しを含む。)中「延滞金」を「延滞利子」に改める。

別記第1号様式中「県外養成施設」を「養成施設」に、「申込書」を「申請書」に改める。

別記第10号様式中「県外養成施設名」を「養成施設名」に、「県外養成施設の」を「養成施設の」に、「県外養成施設を」を「養成施設を」に改める。

別記第16号様式中「5 奨学金の償還の猶予を申請する理由」を「4 奨学金の償還の猶予を申請する理由」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。



保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日(揭示済)

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第32号

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則

保健師助産師看護師法施行細則(昭和46年高知県規則第40号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

高知県保健師助産師看護師法施行細則

第1条中「及び保健師助産師看護師法施行規則(昭和26年厚生

省令第34号。以下「省令」という。)」を「、保健師助産師看護師法施行規則（昭和26年厚生省令第34号。以下「省令」という。）及び高知県保健師助産師看護師法施行条例（平成21年高知県条例第8号。第5条の2において「条例」という。）」に改める。

第5条の2に次の2号を加える。

(3) 条例第2条第1項の規定による准看護師再教育研修修了登録証の書換え交付の申請書 別記第7号様式の4

(4) 条例第2条第2項の規定による准看護師再教育研修修了登録証の再交付の申請書 別記第7号様式の5
別記第7号様式の3の次に次の2様式を加える。

第7号様式の4（第5条の2関係）

准看護師再教育研修修了登録証書換え交付申請書

高 知 県
収 入 証 紙
はり付け箇所

- 1 登録番号
- 2 登録年月日
- 3 准看護師再教育研修修了登録年月日
- 4 変更を生じた事項及びその内容
(変更前)
(変更後)
- 5 変更の事由
- 6 変更年月日

上記により、准看護師再教育研修修了登録証の書換え交付をされるよう修了登録証を添えて申請します。

年 月 日

本 籍 都道
府県

住 所
(ふりがな)

氏 名

年 月 日生

高知県知事 様

- 備考
- 1 住民票及び准看護師再教育研修修了登録証を添えてください。
 - 2 高知県収入証紙には、消印をしないでください。

第7号様式の5 (第5条の2関係)

准看護師再教育研修修了登録証再交付申請書		高 知 県 収 入 証 紙 はり付け箇所
1 本籍	都道 府県	
2 住所		
3 氏名 (ふりがな) 及び生年月日		
4 登録番号		
5 登録年月日		
6 准看護師再教育研修修了登録年月日		
上記の准看護師再教育研修修了登録証を損傷した(亡失した)ので、再交付を されるよう修了登録証(証明書)を添えて申請します。		
年 月 日		氏名
高知県知事 様		Ⓜ

- 備考
- 1 不要な文字を二重線で消してください。
 - 2 住民票を添えてください。
 - 3 損傷の場合は、損傷した准看護師再教育研修修了登録証を添えてください。
 - 4 亡失の場合は、亡失に係る官公署の証明書を添えてください。
 - 5 高知県収入証紙には、消印をしないでください。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

~~~~~  
助産師、看護師等養成奨学金貸付け条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日(揭示済)

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第33号

助産師、看護師等養成奨学金貸付け条例施行規則の一部を改正する規則

助産師、看護師等養成奨学金貸付け条例施行規則(昭和37年高知県規則第56号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

高知県看護師等養成奨学金貸付け条例施行規則

第1条中「助産師、看護師等養成奨学金貸付け条例」を「高知県看護師等養成奨学金貸付け条例」に改める。

第2条中「第2条第1号の」を「第2条第1項第1号に規定する」に改め、「助産師、看護師又は准看護師(以下「助産師、看護師等」という。)の業務ごとに」を削り、「、診療所」を「及び診療所」に、「に定する」を「に規定する」に改め、「及び助産所(同法第2条第1項に規定する助産所をいう。同表において同じ。)」を削る。

第3条及び第4条を次のように改める。

(奨学金の貸付けの申請)

第3条 条例第2条第1項の規定に基づき奨学金の貸付けを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別記第1号様式による看護師等養成奨学金貸付け申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。この場合において、奨学金に係る申請者が未成年であるときは、当該看護師等養成奨学金貸付け申請書に親権者又は未成年後見人が連署しなければならない。

- (1) 身上調書(別記第2号様式)
- (2) 戸籍抄本
- (3) 誓約書(別記第3号様式)
- (4) 条例第2条第1項第1号に規定する養成施設(以下「養成施設」という。)の在学証明書
- (5) 養成施設の長の推薦書
- (6) 申請者の属する世帯の収入を証明する所得証明書及び連帯保証人の収入を証明する所得証明書
- (7) 前各号に掲げる書類のほか、知事が必要であると認める書類

2 申請者は、2人の連帯保証人を定め、前項の看護師等養成奨学金貸付け申請書に署名させなければならない。

3 前項の連帯保証人(以下「連帯保証人」という。)は、独立



の生計を営む成年者でなければならない。

(奨学金の貸付けの決定等の通知)

**第4条** 知事は、前条第1項の規定による看護師等養成奨学金貸付け申請書を受理したときは、奨学金を貸し付けるかどうかを決定し、奨学金を貸し付ける者については別記第4号様式による看護師等養成奨学金貸付け決定通知書により、奨学金を貸し付けない者については別記第5号様式による看護師等養成奨学金貸付け不承認決定通知書により、同項第5号に掲げる推薦書を提出した養成施設の長を経由して、当該申請者に通知するものとする。

第5条の見出し中「交付」を「貸付けの時期」に改め、同条第1項中「交付」を「貸付け」に、「支払う」を「貸し付ける」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第5条第2項中「第4条」を「第7条第1項」に、「6月及び11月の各月の末日までに別記第5号様式」を「6月30日（新たに奨学金の貸付けを受ける年については、知事が別に定める日）及び11月30日までに別記第6号様式」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第5条第3項を削る。

第6条中「交付」を「貸付け」に、「第3条第1項第2号、第4号、第5号」を「第3条第1項第3号から第5号まで」に改める。

第7条を次のように改める。

(連帯保証人の変更)

**第7条** 借受者は、連帯保証人が死亡したとき又は連帯保証人を変更したとき若しくは知事が連帯保証人を不適当と認めて変更を命じたときは、直ちに別記第7号様式による連帯保証人異動報告書に別記第8号様式による保証書及び新たな連帯保証人の収入を証明する所得証明書を添えて、知事に提出しなければならない。この場合において、借受者が未成年であるときは、当該連帯保証人異動報告書に親権者又は未成年後見人が連署しなければならない。

第8条中「該当するに至った」を「該当した」に改め、同条第1号中「その住所」を「氏名又は住所」に改め、同条第3号中「休学」を「養成施設を休学し、」に改める。

第9条から第13条までを次のように改める。

(奨学金の貸付けの一時停止の通知)

**第9条** 知事は、条例第4条の規定に基づき奨学金の貸付けを一時停止するときは、別記第9号様式による看護師等養成奨学金一時停止通知書により、当該借受者に通知するものとする。

(奨学金の貸付けの再開の手続)

**第10条** 条例第5条の規定に基づく奨学金の貸付けの再開を申請しようとする借受者は、別記第10号様式による看護師等養成奨学金再開申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による看護師等養成奨学金再開申請書を受理した場合において、奨学金の貸付けを再開することを決定したときは、別記第11号様式による看護師等養成奨学金再開決定通知書により、当該借受者に通知するものとする。

(奨学金の貸付けの辞退)

**第11条** 借受者は、奨学金の貸付けを受けることを辞退しようとするときは、別記第12号様式による看護師等養成奨学金辞退届を知事に提出しなければならない。

(奨学金の貸付けの取消しの通知)

**第12条** 知事は、条例第6条の規定に基づき奨学金の貸付けを取り消すときは、別記第13号様式による看護師等養成奨学金取消し通知書により、当該借受者に通知するものとする。

(奨学金の分割償還の承認手続)

**第13条** 条例第7条第2項の規定に基づき奨学金を分割して償還させる必要があると認めるときは、経済的な理由により貸付けを受けた奨学金を直ちに償還することが困難なときその他奨学金を分割して償還させることが適当であると知事が認めるときとする。

2 条例第7条第2項の規定に基づく奨学金の分割による償還を申請しようとする借受者は、別記第14号様式による看護師等養成奨学金分割償還承認申請書を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定による看護師等養成奨学金分割償還承認申請書を受理した場合において、奨学金を分割して償還させることを承認したときは、別記第15号様式による看護師等養成奨学金分割償還承認通知書により、当該借受者に通知するものとする。

4 奨学金の分割償還は、奨学金を分割して償還することを承認された期間内において、月賦の均等払によりしなければならない。ただし、繰上償還をすることを妨げない。

第15条第1項中「第9条第1項」を「第10条第1項」に改め、同条第2項中「第9条第3項」を「第10条第3項」に改め、同項第1号中「できなかった」を「できなかったことについてやむを得ない理由があると認められる」に改め、同項第3号中「第8条の規定により」を「第9条の規定に基づき」に改め、同条第3項中「第9条第3項」を「第10条第3項」に改め、同条を第17条とする。

第14条の見出し中「業務従事状況」を「就業状況等」に改め、同条第1項を次のように改める。

借受者は、県内指定医療機関において看護師等の業務に従事するときは、別記第22号様式による看護師等業務従事届に当該県内指定医療機関の長の証明を添えて、知事に提出しなければ

ならない。看護師等の業務に従事する県内指定医療機関を変更したときも、同様とする。

第14条第2項中「全部の償還が免除されないうちに」を「償還が完了するまでの間」に、「助産師、看護師等の」を「看護師等の」に、「別記第18号様式による助産師、看護師等業務退職等届」を「直ちに別記第23号様式による看護師等業務退職等届」に改め、同条を第16条とする。

第13条の次に次の2条を加える。

(奨学金の償還の猶予の承認手続)

**第14条** 条例第8条の規定による奨学金の償還の猶予を申請しようとする借受者は、別記第16号様式による看護師等養成奨学金償還猶予承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による看護師等養成奨学金償還猶予承認申請書を受理した場合において、奨学金の償還の猶予を承認したときは、別記第17号様式による看護師等養成奨学金償還猶予承認通知書により、当該借受者に通知するものとする。

(奨学金の償還の免除の承認手続)

**第15条** 条例第9条第1項の規定による期間の算定に当たっては、県内指定医療機関において看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）の業務に継続して従事した期間は、月数によるものとし、月の途中で当該期間が開始し、又は終了した場合は、当該月における日数が15日を超えるときにおいてはこれを1月とし、15日以下のときにおいてはこれを切り捨てるものとする。

2 条例第9条第1項の規定による奨学金の償還の免除を申請しようとする借受者は、別記第18号様式による看護師等養成奨学金償還免除承認申請書を知事に提出しなければならない。

3 条例第9条第2項の規定に基づく奨学金の一部の償還の免除は、県内指定医療機関において看護師等の業務に継続して従事した期間が当該借受者に奨学金を貸し付けた期間（奨学金の貸付けを一時停止した期間を除く。次項において同じ。）に達していたときに行うものとする。この場合における期間の算定に当たっては、第1項の規定を準用する。

4 前項の場合において、奨学金の一部の償還を免除する額は、同項の奨学金の一部の償還の免除の要件となった県内指定医療機関において看護師等の業務に継続して従事した期間を当該借受者に奨学金を貸し付けた期間の1.5倍に相当する期間で除したものに当該借受者に貸し付けた奨学金の額を乗じて得た額とする。

5 第3項に規定する場合のほか、知事が奨学金の一部の償還を免除することが適当であると認めるときは、奨学金の一部の償還を免除することができる。

6 条例第9条第2項の規定に基づく奨学金の一部の償還の免除を申請しようとする借受者は、別記第19号様式による看護師等養成奨学金償還一部免除承認申請書を知事に提出しなければ

らない。

7 条例第9条第3項の規定に基づく奨学金の全部又は一部の償還の免除を申請しようとする者は、別記第20号様式による看護師等養成奨学金償還（一部）免除承認申請書を知事に提出しなければならない。

8 知事は、第2項の規定による看護師等養成奨学金償還免除承認申請書、第6項の規定による看護師等養成奨学金償還一部免除承認申請書又は前項の規定による看護師等養成奨学金償還（一部）免除承認申請書を受理した場合において、奨学金の償還の免除を承認したときは、別記第21号様式による看護師等養成奨学金償還免除承認通知書により、当該借受者等に通知するものとする。

別表を次のように改める。

**別表（第2条関係）**

- 1 高知県保健医療計画に定める中央保健医療圏以外の区域にある病院及び診療所
- 2 高知県保健医療計画に定める中央保健医療圏のうち次に掲げる区域にある病院及び診療所
  - (1) 香美市（香北町有川、香北町有瀬、香北町五百蔵、香北町猪野々、香北町猪野々柚ノ木、香北町岩改、香北町梅久保、香北町大井平、香北町大東、香北町小川、香北町川ノ内、香北町口西川、香北町古井、香北町河野、香北町下野尻、香北町白石、香北町白川、香北町清爪、香北町谷相、香北町太郎丸、香北町永瀬、香北町中谷、香北町中西川、香北町永野、香北町西川乙、香北町西川甲、香北町西峯、香北町韭生野、香北町根須、香北町萩野、香北町橋川野、香北町日浦込、香北町東山、香北町日ノ御子、香北町日比原、香北町美良布、香北町朴ノ木、香北町横谷、香北町吉野、香北町蕨野、物部町市宇、物部町大栃、物部町大西、物部町岡ノ内、物部町押谷、物部町椿佐古、物部町神池、物部町上岡、物部町久保影、物部町久保上久保、物部町久保高井、物部町久保堂ノ岡、物部町久保中内、物部町久保沼井、物部町久保安野尾、物部町久保和久保、物部町黒代、物部町五王堂、物部町小浜、物部町笹、物部町庄谷相、物部町仙頭、物部町拓、物部町頓定、物部町中上、物部町中谷川、物部町中津尾、物部町根木屋、物部町別役、物部町別府、物部町舞川、物部町南池、物部町安丸、物部町柳瀬及び物部町山崎に限る。）
  - (2) 長岡郡
  - (3) 土佐郡
  - (4) 吾川郡いの町（上八川甲、上八川乙、上八川丙、上八川丁、清水上分、清水下分、小川新別、小川西津賀才、小川東津賀才、小川縦ノ木山、小川柳野、下八川甲、下八川乙、下八川丙、下八川丁、下八川十田、足谷、越裏門、大森、葛原、桑瀬、高藪、寺川、戸中、長沢、中野川及び脇ノ山に限る。）及び仁淀川町
  - (5) 高岡郡越知町

別記様式を次のように改める。

**別記**

**第1号様式 (第3条関係)**

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所  
氏名 ㊞  
電話番号  
親権者又は未成年後見人  
住所  
氏名 ㊞  
電話番号

**看護師等養成奨学金貸付け申請書**

高知県看護師等養成奨学金貸付け条例第2条第1項の規定に基づき奨学金の貸付けを受けたいので、次のとおり高知県看護師等養成奨学金貸付け条例施行規則第3条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

|          |           |       |  |
|----------|-----------|-------|--|
| 貸付け申請額   | 月額 円      |       |  |
| 貸付け申請期間  | 年 月 ～ 年 月 |       |  |
| ふりがな     |           |       |  |
| 氏名       | 生年月日      | 年 月 日 |  |
| 本籍       |           |       |  |
| 現住所      |           |       |  |
| 在学する養成施設 | 名称        | 所在地   |  |
| 入学年月日    | 年 月 日     |       |  |
| 卒業予定年月   | 年 月       |       |  |

貸付けを受ける奨学金の返還の債務については、申請者と連帯して、その責任を負います。  
年 月 日

連帯保証人 本籍  
住所  
氏名 ㊞  
電話番号  
連帯保証人 本籍  
住所  
氏名 ㊞  
電話番号

- 注 1 申請者が未成年である場合は、親権者又は未成年後見人が連帯してください。  
2 この申請書に押印した申請者、親権者又は未成年後見人及び連帯保証人の印鑑について、市町村長の証明書を添えてください。  
3 この申請書には、身上調書(別記第2号様式)、戸籍抄本、誓約書(別記第3号様式)、在学する養成施設の在学証明書、在学する養成施設の長(大学のときは、大学又は学部若しくは学科の長)の推薦書並びに申請者の属する世帯の収入を証明する所得証明書及び連帯保証人の収入を証明する所得証明書を添えてください。

## 第2号様式 (第3条関係)

## 身上調査書

|             |      |           |    |              |    |
|-------------|------|-----------|----|--------------|----|
| 申請者氏名       |      | ㊞         |    | 電話番号         |    |
| 申請者住所       |      |           |    |              |    |
| 家<br>族      | 続柄   | 氏名        | 年齢 | 職業           | 摘要 |
|             |      |           |    |              |    |
|             |      |           |    |              |    |
|             |      |           |    |              |    |
| 親権者又は未成年後見人 |      |           |    |              |    |
| ふりがな        |      | 続柄        |    | 生年月日         |    |
| 氏名          |      | ㊞         |    |              |    |
| 本籍          |      |           |    |              |    |
| 現住所         |      |           |    |              |    |
| 職業          |      |           |    | 年収           |    |
| 資産          |      | 田畑 山林 その他 |    | 貯蓄 円<br>負債 円 |    |
| 連帯保証人       |      |           |    |              |    |
| 申請者との関係     | ふりがな | 生年月日      | 職業 | 年収           | 資産 |
|             | 氏名   |           |    |              |    |
|             |      |           |    |              |    |
|             |      |           |    |              |    |

- 注 1 「家族」欄は、申請者と生計を一にする家族について記入してください。  
 2 「親権者又は未成年後見人」欄は、申請者が未成年である場合に記入してください。

## 第3号様式 (第3条関係)

|                                                                                                                                                              |  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 年 月 日                                                                                                                                                        |  |
| 高知県知事 様                                                                                                                                                      |  |
| 住所<br>氏名 ㊞                                                                                                                                                   |  |
| 誓約書                                                                                                                                                          |  |
| <p>私は、高知県看護師等養成奨学金貸付け条例の規定に基づき奨学金の貸付けを受けることになったときは（受けていますが）、同条例及び高知県看護師等養成奨学金貸付け条例施行規則の規定を遵守し、将来、同条例第2条第1項第1号に規定する県内指定医療機関において看護師又は准看護師の業務に従事することを誓約します。</p> |  |

## 第4号様式(第4条関係)

第 号  
年 月 日住所  
氏名 様

高知県知事 印

## 看護師等養成奨学金貸付け決定通知書

年 月 日付で申請のありました奨学金の貸付けについては、高知県看護師等養成奨学金貸付け条例第2条第2項の規定により下記のとおり決定しましたので、高知県看護師等養成奨学金貸付け条例施行規則第4条の規定により通知します。

## 記

- 1 奨学金の貸付けを受ける者の氏名
- 2 奨学金を貸し付ける金額 月額 円
- 3 奨学金を貸し付ける期間 年 月から 年 月まで

## 第5号様式(第4条関係)

第 号  
年 月 日住所  
氏名 様

高知県知事 印

## 看護師等養成奨学金貸付け不承認決定通知書

年 月 日付で申請のありました奨学金の貸付けについては、高知県看護師等養成奨学金貸付け条例第2条第2項の規定による選考の結果、貸し付けないことに決定しましたので、高知県看護師等養成奨学金貸付け条例施行規則第4条の規定により通知します。

## 第6号様式 (第5条関係)

年 月 日

高知県知事 様

借受者 住所  
氏名 ⑩  
電話番号

請求書

高知県看護師等養成奨学金貸付け条例施行規則第5条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

金額 円  
ただし、年 月から 年 月までの奨学金として

| 振込先   |         |
|-------|---------|
| 金融機関名 |         |
| 支店名   |         |
| 預金種別  | 普通 ・ 当座 |
| 口座番号  |         |
| フリガナ  |         |
| 口座名義  |         |

## 第7号様式 (第7条関係)

年 月 日

高知県知事 様

借受者 住所  
氏名 ⑩  
電話番号  
親権者又は未成年後見人  
住所  
氏名 ⑩  
電話番号

連帯保証人異動報告書

下記のとおり連帯保証人を変更しましたので、高知県看護師等養成奨学金貸付け条例施行規則第7条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

- 変更した連帯保証人  
住所  
氏名
- 連帯保証人を変更した理由
- 新たな連帯保証人

| 借受者との関係 | ふりがな | 生年月日 | 職業 | 年収 | 資産 |
|---------|------|------|----|----|----|
|         | 氏名   |      |    |    |    |
|         |      |      |    |    |    |

- 注 1 借受者が未成年である場合は、親権者又は未成年後見人が連署してください。  
2 この報告書には、保証書(別記第8号様式)及び新たな連帯保証人の収入を証明する所得証明書を添えてください。

第8号様式 (第7条関係)

年 月 日

高知県知事 様

新たに連帯保証人となる者

本籍

住所

氏名

電話番号

㊤

保証書

借受者住所 氏名 は、高知県看護師等養成奨学金貸付け条例第2条第1項の規定に基づき奨学金の貸付けを受けていますが、今回旧連帯保証人住所 氏名 に替わり私が新連帯保証人となり、貸付けを受けている奨学金の返還の債務については、借受者と連帯して、その責任を負います。

注 この保証書に押印した新たに連帯保証人となる者の印鑑について、市町村長の証明書を添えてください。

第9号様式 (第9条関係)

第 号  
年 月 日

住所

氏名

様

高知県知事

㊤

看護師等養成奨学金一時停止通知書

下記の理由により、高知県看護師等養成奨学金貸付け条例第4条の規定に基づき、 年 月 日から奨学金の貸付けを一時停止します(一時停止しました)ので、高知県看護師等養成奨学金貸付け条例施行規則第9条の規定により通知します。

記

一時停止の理由

## 第10号様式 (第10条関係)

年 月 日

高知県知事 様

借受者 住所  
氏名  
電話番号

印

## 看護師等養成奨学金再開申請書

下記のとおり復学し（長期にわたる欠席をやめ）、高知県看護師等養成奨学金貸付け条例第5条の規定に基づく奨学金の貸付けの再開を希望するので、高知県看護師等養成奨学金貸付け条例施行規則第10条第1項の規定により申請します。

## 記

- 1 養成施設名
- 2 奨学金の一時停止年月日 年 月 日
- 3 復学し、又は長期にわたる欠席をやめた年月日 年 月 日
- 4 養成施設の卒業予定年月日 年 月 日
- 5 復学し、又は長期にわたる欠席をやめた理由

注 負傷又は疾病のため養成施設を休学し、又は長期にわたって欠席していた場合は、病院又は診療所の作成した診断書を添えてください。

## 第11号様式 (第10条関係)

第 号  
年 月 日住所  
氏名 様

高知県知事 印

## 看護師等養成奨学金再開決定通知書

高知県看護師等養成奨学金貸付け条例第5条の規定に基づき、年 月 日から奨学金の貸付けを再開することを決定しましたので、高知県看護師等養成奨学金貸付け条例施行規則第10条第2項の規定により通知します。



第12号様式 (第11条関係)

年 月 日

高知県知事 様

借受者 住所  
氏名  
電話番号

Ⓔ

看護師等養成奨学金辞退届

下記のとおり奨学金の貸付けを受けることを辞退しますので、高知県看護師等養成奨学金貸付け条例施行規則第11条の規定により届け出ます。

記

- 1 辞退年月日 年 月 日 ( 年 月分から)
- 2 辞退する理由

第13号様式 (第12条関係)

第 号  
年 月 日

住所  
氏名 様

高知県知事

Ⓔ

看護師等養成奨学金取消し通知書

下記の理由により、高知県看護師等養成奨学金貸付け条例第6条の規定に基づき、 年 月分からの奨学金の貸付けを取り消します(取り消しました)ので、高知県看護師等養成奨学金貸付け条例施行規則第12条の規定により通知します。

記

取消しの理由

## 第14号様式 (第13条関係)

年 月 日

高知県知事 様

借受者 住所  
氏名 ⑤  
電話番号

## 看護師等養成奨学金分割償還承認申請書

下記のとおり高知県看護師等養成奨学金貸付け条例第7条第2項の規定に基づく奨学金の分割償還を希望するので、高知県看護師等養成奨学金貸付け条例施行規則第13条第2項の規定により申請します。

## 記

- 1 奨学金の貸付けを受けた期間 年 月から 年 月まで
- 2 貸付けを受けた奨学金の額 円
- 3 奨学金を償還すべき年月日 年 月 日
- 4 奨学金の分割償還をする予定期間 年 月から 年 月まで
- 5 奨学金の分割償還を申請する理由

## 第15号様式 (第13条関係)

第 号  
年 月 日住所  
氏名 様

高知県知事 ⑤

## 看護師等養成奨学金分割償還承認通知書

高知県看護師等養成奨学金貸付け条例第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり奨学金の分割償還を承認しましたので、高知県看護師等養成奨学金貸付け条例施行規則第13条第3項の規定により通知します。

## 記

- 1 貸し付けた奨学金の額 円
- 2 償還させる奨学金の額 円
- 3 奨学金の分割償還をする期間 年 月から 年 月まで

## 第16号様式 (第14条関係)

年 月 日

高知県知事 様

借受者 住所  
氏名  
電話番号

印

## 看護師等養成奨学金償還猶予承認申請書

下記のとおり高知県看護師等養成奨学金貸付け条例第8条の規定による奨学金の償還の猶予を希望するので、高知県看護師等養成奨学金貸付け条例施行規則第14条第1項の規定により申請します。

## 記

- 1 奨学金の貸付けを受けた期間 年 月から 年 月まで
- 2 貸付けを受けた奨学金の額 円
- 3 奨学金の償還の猶予をする予定期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 奨学金の償還の猶予を申請する理由

## 第17号様式 (第14条関係)

第 号  
年 月 日住所  
氏名 様

高知県知事 印

## 看護師等養成奨学金償還猶予承認通知書

高知県看護師等養成奨学金貸付け条例第8条の規定により、年 月 日まで奨学金の償還を猶予しますので、高知県看護師等養成奨学金貸付け条例施行規則第14条第2項の規定により通知します。

第18号様式 (第15条関係)

年 月 日

高知県知事 様

借受者 住所  
氏名  
電話番号

㊞

看護師等養成奨学金償還免除承認申請書

下記のとおり高知県看護師等養成奨学金貸付け条例第9条第1項の規定による奨学金の償還の免除を希望するので、高知県看護師等養成奨学金貸付け条例施行規則第15条第2項の規定により申請します。

記

- 1 奨学金の貸付けを受けた期間 年 月から 年 月まで
- 2 貸付けを受けた奨学金の額 円
- 3 奨学金の償還の免除の要件となる県内指定医療機関において看護師等の業務に従事した期間等
  - (1) 年 月 日から 年 月 日まで ( )
  - (2) 年 月 日から 年 月 日まで ( )
- 4 奨学金の償還の免除を申請する理由

第19号様式 (第15条関係)

年 月 日

高知県知事 様

借受者 住所  
氏名  
電話番号

㊞

看護師等養成奨学金償還一部免除承認申請書

下記のとおり高知県看護師等養成奨学金貸付け条例第9条第2項の規定に基づく奨学金の一部の償還の免除を希望するので、高知県看護師等養成奨学金貸付け条例施行規則第15条第6項の規定により申請します。

記

- 1 奨学金の貸付けを受けた期間 年 月から 年 月まで
- 2 貸付けを受けた奨学金の額 円
- 3 奨学金の一部の償還の免除の要件となる県内指定医療機関において看護師等の業務に従事した期間等
  - (1) 年 月 日から 年 月 日まで ( )
  - (2) 年 月 日から 年 月 日まで ( )
- 4 奨学金の一部の償還の免除を申請する理由

## 第20号様式 (第15条関係)

年 月 日

高知県知事 様

借受者その他の者

住所

氏名

電話番号

Ⓜ

## 看護師等養成奨学金償還 (一部) 免除承認申請書

下記のとおり高知県看護師等養成奨学金貸付け条例第9条第3項の規定に基づく奨学金の(一部) 償還の免除を希望するので、高知県看護師等養成奨学金貸付け条例施行規則第15条第7項の規定により申請します。

## 記

- |                           |       |       |
|---------------------------|-------|-------|
| 1 奨学金の貸付けを受けた期間           | 年 月から | 年 月まで |
| 2 貸付けを受けた奨学金の額            |       | 円     |
| 3 償還済みの奨学金の額              |       | 円     |
| 4 未償還の奨学金の額               |       | 円     |
| 5 奨学金の全部又は一部の償還の免除を申請する理由 |       |       |

- 注 1 心身障害の場合は、病院又は診療所の作成した診断書を添えてください。  
2 借受者が死亡した場合は、死亡したことを証明する書類を添えて、遺族の方が申請してください。

## 第21号様式 (第15条関係)

第 号  
年 月 日

住所

氏名

様

高知県知事

印

## 看護師等養成奨学金償還免除承認通知書

高知県看護師等養成奨学金貸付け条例第9条の規定により、下記のとおり奨学金の償還を免除しますので、高知県看護師等養成奨学金貸付け条例施行規則第15条第8項の規定により通知します。

## 記

- |                |   |
|----------------|---|
| 1 貸し付けた奨学金の額   | 円 |
| 2 償還済みの奨学金の額   | 円 |
| 3 未償還の奨学金の額    | 円 |
| 4 償還を免除する奨学金の額 | 円 |

## 第22号様式 (第16条関係)

年 月 日

高知県知事 様

借受者 住所  
氏名 ④  
電話番号

## 看護師等業務従事届

下記のとおり看護師等の業務に従事することになりましたので、高知県看護師等養成奨学金貸付け条例施行規則第16条第1項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

## 記

- 1 看護師等の業務に従事する県内指定医療機関の名称及び所在地
- 2 従事する県内指定医療機関内の部署
- 3 看護師等の業務に従事する期間  
年 月 日から 年 月 日まで

注 この届けには、看護師等の業務に従事する県内指定医療機関の長の証明書を添えてください。

## 第23号様式 (第16条関係)

年 月 日

高知県知事 様

借受者 住所  
氏名 ④  
電話番号

## 看護師等業務退職等届

下記のとおり県内指定医療機関において看護師等の業務に従事しなくなりましたので、高知県看護師等養成奨学金貸付け条例施行規則第16条第2項の規定により届け出ます。

## 記

- 1 看護師等の業務に従事していた県内指定医療機関の名称及び所在地
- 2 看護師等の業務に従事しなくなった年月日  
年 月 日
- 3 看護師等の業務に従事しなくなった理由（退職、県外への転出等の事実を記入してください。）

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の高知県看護師等養成奨学金貸付条例施行規則の規定は、平成21年4月1日以後に新たに奨学金の貸付けを決定する者の奨学金の貸付け及び償還について適用し、同日前に奨学金の貸付けを決定した者の奨学金の貸付け及び償還については、なお従前の例による。



高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日(揭示済)

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第34号

高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則(平成2年高知県規則第16号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項に次のただし書を加える。

ただし、当該申請者が利用許可書の交付を必要としないときは、口頭によりその利用を許可することができる。

第8条に次のただし書を加える。

ただし、当該依頼者が成績報告書又は証明書の交付を必要としないときは、この限りでない。

第8条に次の1項を加える。

2 所長は、前条第1項の依頼書により求められたときは、当該依頼者に対し、別記第9号様式の2による英語表記による成績報告書を交付するものとする。

第10条第2項を同条第4項とし、同条第1項を同条第3項とし、同条に第1項及び第2項として次の2項を加える。

条例第7条の規定に基づき機械器具の使用料又は手数料を免除する必要があると認めるときは、次に掲げるとおりとする。

(1) 県の機関(別に定めるものに限る。)が機械器具を使用し、又は分析等を依頼するとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、機械器具の使用料又は手数料を免除することが適当であると知事が認めたとき。

2 条例第7条の規定に基づき研修室の使用料を免除する必要があると認めるときは、次に掲げるとおりとする。

(1) 県の機関が研修室を使用するとき。

(2) 県が共催、協賛又は後援をする事業等の主催者が当該事業等の実施に伴い研修室を使用するとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、研修室の使用料を免除することが適当であると知事が認めたとき。

別表第1計測機器の項中

|        |          |     |   |
|--------|----------|-----|---|
| 超音波探傷器 | 1台1時間につき | 990 | 及 |
|--------|----------|-----|---|

|         |          |       |   |
|---------|----------|-------|---|
| 耐火度測定装置 | 1台1時間につき | 1,690 | を |
|---------|----------|-------|---|

削り、「フッドレオメーター」を「フードレオメーター」に改め、

|            |          |       |   |
|------------|----------|-------|---|
| オートピクノメーター | 1台1時間につき | 1,080 | を |
|------------|----------|-------|---|

削り、「摩耗摩擦試験機」を「摩擦摩耗試験機」に改め、

|           |          |       |   |
|-----------|----------|-------|---|
| ゼータ電位測定装置 | 1台1時間につき | 1,080 | 、 |
| 凍結融解試験機   | 1台1時間につき | 1,500 |   |

|         |          |       |   |
|---------|----------|-------|---|
| 画像解析機器  | 1台1時間につき | 1,440 | 、 |
| 動剛性測定機器 | 1台1時間につき | 1,540 |   |

|        |          |       |   |
|--------|----------|-------|---|
| 騒音計    | 1台1時間につき | 1,430 | 、 |
| 画像解析装置 | 1台1時間につき | 1,440 |   |

|       |          |        |   |
|-------|----------|--------|---|
| 燃焼試験機 | 1台1時間につき | 17,760 | 及 |
|-------|----------|--------|---|

|        |          |       |   |
|--------|----------|-------|---|
| 画像処理装置 | 1台1時間につき | 1,670 | を |
|--------|----------|-------|---|

|           |          |       |   |
|-----------|----------|-------|---|
| 精密万能材料試験機 | 1台1時間につき | 1,660 | を |
|-----------|----------|-------|---|

|           |          |       |   |
|-----------|----------|-------|---|
| 精密万能材料試験機 | 1台1時間につき | 1,660 | を |
|-----------|----------|-------|---|

削り、「ギヤ加工精度試験装置」を「CNC三次元測定装置」に、「デジタル超音波発生装置」を「デジタル超音波探傷器」に、

|           |          |       |   |
|-----------|----------|-------|---|
| 精密万能材料試験機 | 1台1時間につき | 1,660 | を |
|-----------|----------|-------|---|

|           |          |       |  |
|-----------|----------|-------|--|
| 精密万能材料試験機 | 1台1時間につき | 1,660 |  |
|-----------|----------|-------|--|

|           |          |       |   |
|-----------|----------|-------|---|
| ノイズ免疫試験装置 | 1台1時間につき | 1,760 | に |
|-----------|----------|-------|---|

改め、同表分析機器の項中

|           |          |       |   |
|-----------|----------|-------|---|
| 液体クロマトグラフ | 1台1時間につき | 1,280 | 、 |
|-----------|----------|-------|---|

|         |          |       |   |
|---------|----------|-------|---|
| 精密溶存酸素計 | 1台1時間につき | 1,310 | 及 |
|---------|----------|-------|---|

|             |           |        |   |
|-------------|-----------|--------|---|
| 細管式等速電気永動装置 | 1台1時間につき  | 1,410  | を |
| アルカリ骨材反応設備  | 1試料1週間につき | 21,160 |   |
| 自動分極測定装置    | 1台1時間につき  | 1,430  |   |

削り、同表加工機器の項中

|             |         |       |   |
|-------------|---------|-------|---|
| オートクレープ(小型) | 1台1日につき | 1,530 | を |
|-------------|---------|-------|---|

|     |                     |       |   |
|-----|---------------------|-------|---|
| 電気炉 | 1台1日につき<br>5キロワットまで | 2,260 | を |
|     | 5キロワットを超え10キロワットまで  | 3,610 |   |

|     |         |       |   |
|-----|---------|-------|---|
| 電気炉 | 1台1日につき | 2,260 | に |
|-----|---------|-------|---|

改め、

|        |          |       |   |
|--------|----------|-------|---|
| 油圧式プレス | 1台1日につき  | 460   | 、 |
| ガス炉    | 1台1時間につき | 4,760 |   |

|     |          |     |   |
|-----|----------|-----|---|
| ガス窯 | 1台1時間につき | 930 | 、 |
|-----|----------|-----|---|

|                       |          |       |
|-----------------------|----------|-------|
| 低温恒温恒湿器               | 1台1日につき  | 2,100 |
| 液体連続加熱試験機             | 1台1時間につき | 1,150 |
| マイクロコンピューター<br>開発支援装置 | 1台1時間につき | 1,290 |
| プラズマ溶射装置              | 1台1時間につき | 4,260 |
| 気相合成薄膜用真空装置           | 1台1時間につき | 3,520 |
| 真空回転釜 <sup>かま</sup>   | 1台1時間につき | 1,550 |
| ロボット溶接装置              | 1台1時間につき | 2,080 |
| 成形機                   | 1台1時間につき | 2,880 |
| カム設計・加工支援ツール          | 1台1時間につき | 1,430 |

削る。

別表第2の4 機械金属材料試験の項中

|                    |                                      |       |
|--------------------|--------------------------------------|-------|
| (1) 材料試験           |                                      |       |
| ア 強度試験             | 1試料1項目につき                            | 1,710 |
| イ 強度精密試験           | 1試料1項目につき                            | 2,570 |
| ウ 硬さ試験             | 1試料1項目(5箇所以下)につき                     | 1,560 |
| エ 硬さ分析試験           | 1試料1項目(6箇所以上)につき                     | 2,610 |
| オ 磨耗試験             | 1試料1項目につき                            | 2,570 |
| カ 曲げ試験             |                                      |       |
| (ア) 簡易なもの          | 1試料1項目につき                            | 880   |
| (イ) 万能材料試験機によるもの   | 1試料1項目につき                            | 1,710 |
| (ウ) 精密万能材料試験機によるもの | 1試料1項目につき<br>1試料につき1項目増すと又は1項目につき1試料 | 5,010 |

|           |                                           |              |
|-----------|-------------------------------------------|--------------|
| キ 引張試験    | 増すごとに<br>1試料1項目につき                        | 920<br>5,010 |
| ク 圧縮試験    | 1試料につき1項目増すと又は1項目につき1試料増すごとに<br>1試料1項目につき | 920<br>5,010 |
| ケ その他材料試験 | 1試料につき1項目増すと又は1項目につき1試料増すごとに<br>1試料1項目につき | 920<br>1,710 |

を「

|                    |                                           |              |
|--------------------|-------------------------------------------|--------------|
| (1) 材料試験           |                                           |              |
| ア 強度試験             | 1試料1項目につき                                 | 1,710        |
| イ 硬さ試験             | 1試料1項目(5箇所以下)につき                          | 1,560        |
| ウ 硬さ分析試験           | 1試料1項目(6箇所以上)につき                          | 2,610        |
| エ 曲げ試験             |                                           |              |
| (ア) 簡易なもの          | 1試料1項目につき                                 | 880          |
| (イ) 万能材料試験機によるもの   | 1試料1項目につき                                 | 1,710        |
| (ウ) 精密万能材料試験機によるもの | 1試料1項目につき<br>1試料につき1項目増すと又は1項目につき1試料増すごとに | 5,010        |
| オ 引張試験             | 1試料1項目につき                                 | 5,010        |
| カ 圧縮試験             | 1試料につき1項目増すと又は1項目につき1試料増すごとに<br>1試料1項目につき | 920<br>5,010 |
| キ その他材料試験          | 1試料につき1項目増すと又は1項目につき1試料増すごとに<br>1試料1項目につき | 920<br>1,710 |

に、

|            |           |       |
|------------|-----------|-------|
| (4) 物理試験   |           |       |
| ア 熱分析試験    | 1試料1項目につき | 7,460 |
| イ 熱膨張試験    | 1試料1項目につき | 7,120 |
| ウ 切れ味試験    | 1試料1項目につき | 2,370 |
| エ 焼き入れ性能試験 | 1試料1項目につき | 2,780 |

を

|          |           |       |
|----------|-----------|-------|
| (4) 物理試験 |           |       |
| ア 熱分析試験  | 1試料1項目につき | 7,460 |
| イ 熱膨張試験  | 1試料1項目につき | 7,120 |
| ウ 切れ味試験  | 1試料1項目につき | 2,370 |

に、

|             |                            |              |
|-------------|----------------------------|--------------|
| (6) 計測試験    |                            |              |
| ア 精密測定試験    | 1試料(5項目まで)につき<br>1試料1項目につき | 3,940<br>340 |
| イ 形状測定試験    | 1試料1項目につき                  | 2,830        |
| ウ 真円度測定試験   | 1試料1項目につき                  | 2,830        |
| エ 歯車測定試験    | 1試料1項目につき                  | 3,350        |
| オ その他精密測定試験 | 1試料1項目につき                  | 1,600        |
| カ 機器性能試験    |                            |              |
| (ア) 一般的なもの  | 1試料1項目につき                  | 2,570        |
| (イ) 複雑なもの   | 1試料1項目につき                  | 6,730        |

を

|             |                            |              |
|-------------|----------------------------|--------------|
| (6) 計測試験    |                            |              |
| ア 精密測定試験    | 1試料(5項目まで)につき<br>1試料1項目につき | 3,940<br>340 |
| イ 形状測定試験    | 1試料1項目につき                  | 2,830        |
| ウ 真円度測定試験   | 1試料1項目につき                  | 2,830        |
| エ 歯車測定試験    | 1試料1項目につき                  | 3,350        |
| オ その他精密測定試験 | 1試料1項目につき                  | 1,600        |

に改め、

|              |           |       |
|--------------|-----------|-------|
| (9) 流体精密測定試験 |           |       |
| ア 圧力         | 1試料1項目につき | 3,230 |
| イ 流量         | 1試料1項目につき | 3,230 |

を削り、「(10)」を「(9)」に改め、同表の5 窯業材料試験の項中

|                               |           |       |
|-------------------------------|-----------|-------|
| (1) 窯業材料試験((2)及び(3)によるものを除く。) |           |       |
| ア カサ比重試験                      | 1試料1項目につき | 1,160 |



|                    |              |        |
|--------------------|--------------|--------|
| イ 粉末度試験            | 1 試料 1 項目につき | 680    |
| ウ 比表面積試験           | 1 試料 1 項目につき | 11,590 |
| エ 耐火度試験            | 1 試料 1 項目につき | 6,820  |
| オ 熱分析              | 1 試料 1 項目につき | 6,690  |
| カ 粒度分布             | 1 試料 1 項目につき | 7,040  |
| キ 冷凍融解             | 1 試料 1 項目につき | 21,150 |
| ク 走査電子顕微鏡組織<br>写真  | 1 試料 1 枚につき  | 7,770  |
| ケ 走査型プローブ顕微<br>鏡試験 | 1 試料 1 項目につき | 11,830 |
| コ その他窯業材料試験        | 1 試料 1 項目につき | 1,620  |

を  
「

|                                 |              |        |
|---------------------------------|--------------|--------|
| (1) 窯業材料試験 ((2) 及び(3)によるものを除く。) |              |        |
| ア カサ比重試験                        | 1 試料 1 項目につき | 1,160  |
| イ 比表面積試験                        | 1 試料 1 項目につき | 11,590 |
| ウ 熱分析                           | 1 試料 1 項目につき | 6,690  |
| エ 粒度分布                          | 1 試料 1 項目につき | 7,040  |
| オ 冷凍融解                          | 1 試料 1 項目につき | 21,150 |
| カ 走査電子顕微鏡組織<br>写真               | 1 試料 1 枚につき  | 7,770  |
| キ 走査型プローブ顕微<br>鏡試験              | 1 試料 1 項目につき | 11,830 |
| ク その他窯業材料試験                     | 1 試料 1 項目につき | 1,620  |

に改め、同表中

|                                   |                               |                            |                   |
|-----------------------------------|-------------------------------|----------------------------|-------------------|
| 10 成績報告書の複<br>本、証明<br>書及び文<br>献複写 | (1) 複本<br>(2) 証明書<br>(3) 文献複写 | 1 通につき<br>1 通につき<br>1 通につき | 440<br>590<br>440 |
|-----------------------------------|-------------------------------|----------------------------|-------------------|

を  
「

|                        |                                    |                  |              |
|------------------------|------------------------------------|------------------|--------------|
| 10 英語表<br>記による<br>成績報告 | (1) 英語表記によ<br>る成績報告書<br>(2) 成績報告書の | 1 通につき<br>1 通につき | 2,600<br>440 |
|------------------------|------------------------------------|------------------|--------------|

|                                      |                           |                  |            |
|--------------------------------------|---------------------------|------------------|------------|
| 書、成績<br>報告書の<br>複本、証<br>明書及び<br>文献複写 | 複本<br>(3) 証明書<br>(4) 文献複写 | 1 通につき<br>1 通につき | 590<br>440 |
|--------------------------------------|---------------------------|------------------|------------|

に改める。

別記第1号様式中「㊦」を削り、

|     |   |     |       |
|-----|---|-----|-------|
| 部 長 | を | 課 長 | に改める。 |
|-----|---|-----|-------|

別記第7号様式中「㊦」を削り、

|          |       |
|----------|-------|
| 希望する完了時期 | 年 月 日 |
|----------|-------|

を  
「

|                        |       |
|------------------------|-------|
| 希望する完了時期               | 年 月 日 |
| 成績報告書又は証明<br>書の交付希望の有無 | 有 無   |

に改める。

別記第8号様式中「㊦」を削る。

別記第9号様式の次に次の1様式を加える。

第9号様式の2(第8条関係)

KOCHI PREFECTURAL INDUSTRIAL TECH. CTR.

Date:

To \_\_\_\_\_

TEST REPORT

- 1 Received :
- 2 Sample :
- 3 Items :

The results of requested tests are as follows.

KOCHI PREFECTURAL INDUSTRIAL TECHNOLOGY CENTER

Approved by \_\_\_\_\_

Director

別記第10号様式及び別記第12号様式中

「部長」を「課長」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行後においてこの規則による改正前の高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定により納付すべき使用料及び手数料については、なお従前の例による。



高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日(揭示済)

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第35号

高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則(平成7年高知県規則第27号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項に次のただし書を加える。

ただし、当該申請をした者が利用許可書の交付を必要としないときは、口頭によりその利用を許可することができる。

第7条中「除く」を「除く。次項において同じ」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定により分析、試験等を依頼した者は、抄紙試験又は加工試験に係る内容を変更しようとするときは、別記第3号様式の2による変更依頼書に当該変更に係る試料及び手数料を添えて、所長に提出しなければならない。

第8条に次のただし書を加える。

ただし、当該依頼をした者が成績報告書又は証明書の交付を必要としないときは、この限りでない。

第10条第2項を同条第3項とし、同条第1項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第7条の規定に基づき使用料又は手数料を免除する必要があると認めるときは、次に掲げるとおりとする。

(1) 県の機関(別に定めるものに限る。)が使用し、又は分析、試験等を依頼するとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、使用料又は手数料を免除することが適当であると知事が認めたとき。

別表第2抄紙試験の項中

|               |                      |
|---------------|----------------------|
| シートマシンによる抄紙試験 | 1時間(10枚)につき<br>2,410 |
|---------------|----------------------|

を

|                    |                      |
|--------------------|----------------------|
| シートマシンによる抄紙試験      | 1時間(10枚)につき<br>2,410 |
| サンプルローラーカードによる製造試験 | 1時間につき<br>6,390      |

に改める。

別記第1号様式中「㊟」を削り、

|     |     |
|-----|-----|
| 部 長 | 班 長 |
|-----|-----|

を

|     |     |
|-----|-----|
| 次 長 | 課 長 |
|-----|-----|

に改める。

別記第3号様式中「㊟」を削り、

|          |       |
|----------|-------|
| 希望する完了時期 | 年 月 日 |
|----------|-------|

を

|                    |       |
|--------------------|-------|
| 希望する完了時期           | 年 月 日 |
| 成績報告書又は証明書の交付希望の有無 | 有 無   |

に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

第3号様式の2 (第7条関係)

年 月 日

高知県立紙産業技術センター 所長 様

住 所

氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所  
在地、名称及び代表者の職・氏名)

変 更 依 頼 書

次の ( ) の変更を依頼します。

|               |       |           |
|---------------|-------|-----------|
| 供試品の名称、種類等    |       |           |
| 受付年月日及び番号     |       | 年 月 日 第 号 |
| 変更の内容         | 変更前   |           |
|               | 変更後   |           |
| 変更の理由         |       |           |
| 手数料           | (1)   | 円         |
|               | (2)   | 円         |
|               | (3)   | 円         |
| 高知県収入証紙はり付け箇所 |       |           |
| ※受付           | 年 月 日 | ※報告       |
|               | 年 月 日 | ※番号       |
|               |       | 第 号       |

- 注 1 ( ) 内には、分析、試験、検査、設計、製図、加工等依頼の種別を記入してください。  
2 ※印欄は、記入しないでください。

別記第4号様式中「㊟」を削る。  
別記第6号様式及び別記第8号様式中

「

|   |   |   |   |
|---|---|---|---|
| 部 | 長 | 班 | 長 |
|---|---|---|---|

」

を

「

|   |   |   |   |
|---|---|---|---|
| 次 | 長 | 課 | 長 |
|---|---|---|---|

」

に改める。

**附 則**

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

~~~~~  
高知県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成21年4月1日(揭示済)

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第45号

高知県会計規則の一部を改正する規則

高知県会計規則(平成4年高知県規則第2号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第2号中「総務企画課」を「財政課」に、「課長補佐」を「執行管理室長」に改め、同項第3号中「、企画調整課」を削り、「健康福祉企画課、文化環境企画課、環境共生課、環境対策課」を「健康長寿政策課、資源・エネルギー課、計画推進課」に、「観光振興課」を「観光政策課」に、「森林政策課、海洋政策課、産業技術振興課」を「林業環境政策課、環境共生課、環境対策課、水産政策課」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号中「県政情報課」を「政策企画課、広報広聴課」に改め、「保健福祉課」を削り、「こども課」を「児童家庭課」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 地域福祉政策課にあつては、課長補佐

第4条第5項中「第2項第1号から第3号まで及び第6号」を「第2項第1号から第4号まで及び第7号」に、「同項第2号、第4号及び第6号」を「同項第4号、第5号及び第7号」に、「同項第5号」を「同項第6号」に、「同項第6号」を「同項第7号」に改める。

第5条第8項中「前条第2項第5号」を「前条第2項第6号」に改める。

第7条第1項第2号中「総務企画課」を「政策企画課」に改め、同項第4号中「県政情報課」を「広報広聴課」に改め、同項第5号中「こども課」を「児童家庭課」に改め、同項第6号中「保健福祉課」を「地域福祉政策課」に改める。

第9条第1項中「第5号」を「第6号」に改める。

第41条の2の次に次の1条を加える。

(指定代理納付者の指定の手続)

第41条の3 知事は、法第231条の2第6項の規定による指定代理納付者の指定をしようとするときは、会計管理者に合議しなければならない。

2 知事は、前項の指定代理納付者を指定したときは、その旨を告示するものとする。

第66条を次のように改める。

(1年経過の送金通知書の取扱い)

第66条 政令第165条第2項後段の規定による支払の請求は、請求書に同項前段の規定により支払を受けることができない送金通知書を添えて(当該送金通知書を亡失したときを除く。)、その支出をすべき支出負担行為担当者に対して行うものとする。

2 前項の規定により請求を受けた支出負担行為担当者は、未払の事実、時効完成の有無等を確認の上、当該請求を適法なものとして認めるときは、直ちに支出の手続をとらなければならない。別表第1の表計量検定所の項、栽培漁業センターの項及び栽培漁業センター室戸支所の項を削る。

別表第2中

「

福祉保健所	総務保護課長
-------	--------

」

を

「

中央東県税事務所	一般税課長
福祉保健所	総務保護課長

」

に改める。

別記第44号様式及び別記第45号様式を次のように改める。

第44号様式及び第45号様式 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令
教育委員会訓令

高知県訓令第5号

高知県教育委員会訓令第10号

本 庁
各 出 先 機 関
教 育 委 員 会 事 務 局
教 育 委 員 会 事 務 局 各 事 務 所
高知県産業振興推進本部設置規程を次のように定める。

平成21年4月1日(揭示済)

高知県知事 尾崎 正直
高知県教育委員会委員長 宮地 彌典

高知県産業振興推進本部設置規程

(設置)

第1条 県経済に活力を取り戻し、将来に一層の希望を持って暮らすことのできる高知県づくりを目指して、県民と協働して取り組む高知県産業振興計画をはじめ、実効ある産業振興を関係部局の連携のもとで推進するため、高知県産業振興推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(構成)

第2条 推進本部の構成員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) 本部長次長
- (4) 本部長
- (5) 第6条第4項に規定する地域本部長

2 本部長は、知事をもって充てる。

3 副本部長は、副知事をもって充てる。

4 本部長次長は、産業振興推進部長をもって充てる。

5 本部長は、理事(交通運輸政策担当)、総務部長、商工労働部長、観光振興部長、農業振興部長、林業振興・環境部長、水産振興部長、土木部長、産業連携推進官及び教育長をもって充てる。ただし、本部長が必要があると認めるときは、他の部局長又は理事を本部長とすることができる。

(職務)

第3条 本部長は、推進本部を代表し、その事務を統括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 本部長次長は、本部長の命を受け、推進本部の連絡調整に関する事務その他特命に係る事務を処理する。

4 本部長及び地域本部長は、本部長の命を受け、それぞれの職務に応じて推進本部の事務に参画するものとする。

(所掌事務)

第4条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 高知県産業振興計画の推進及び見直しに関すること。

(2) 産業振興の検討及び推進に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、産業振興に関連する重要事項に関すること。

(幹事会)

第5条 推進本部の活動を補佐するため、推進本部の下に幹事会を設置する。

2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。

3 幹事長は、産業振興推進部副部長(2人以上あるときは、本部長が指定した者とする。)をもって充てる。

4 幹事は、総務部政策企画課長、産業振興推進部計画推進課長、産業振興推進部地産地消・外商課長、産業振興推進部地域づくり支援課長、産業振興推進部運輸政策課長、商工労働部商工政策課長、観光振興部観光政策課長、農業振興部農政企画課長、林業振興・環境部林業環境政策課長、水産振興部水産政策課長、土木部土木企画課長及び教育委員会事務局教育政策課長をもって充てる。ただし、本部長が必要であると認めるときは、他の課長を幹事とすることができる。

(産業振興推進地域本部)

第6条 推進本部の活動を近隣の市町村を地域単位として総合的に推進するため、推進本部の下に産業振興推進地域本部（以下この条において「地域本部」という。）を設置する。

2 地域本部は、次に掲げるとおりとする。

名称	対象地域
産業振興推進高知市地域本部	高知市
産業振興推進安芸地域本部	室戸市 安芸市 東洋町 奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村 芸西村
産業振興推進物部川地域本部	南国市 香南市 香美市
産業振興推進嶺北地域本部	本山町 大豊町 土佐町 大川村
産業振興推進仁淀川地域本部	土佐市 いの町 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村
産業振興推進高幡地域本部	須崎市 中土佐町 檜原町 津野町 四万十町
産業振興推進幡多地域本部	宿毛市 土佐清水市 四万十市 大月町 三原村 黒潮町

3 地域本部は、地域本部長及び地域本部員をもって構成する。
 4 地域本部長は、当該対象地域を担当する地域産業振興監（産業振興推進高知市地域本部にあつては、産業振興推進部副部長（2人以上あるときは、本部長が指定した者とする。））をもって充て、当該対象地域における産業振興計画の推進を統括する。
 5 地域本部員は、次に掲げる者をもって充て、地域本部長の命を受け、それぞれの職務に応じて地域本部の事務に参画するも

のとする。ただし、地域本部長が必要であると認めるときは、他の者を地域本部員とすることができる。

- (1) 当該対象地域を所管する農業振興センター所長及び農業改良普及所長、家畜保健衛生所長及び支所長、林業事務所長及び林業振興事務所長並びに漁業指導所長のうち、地域本部長が指名する者
- (2) 商工労働部商工政策課長及び観光振興部観光政策課長
- (3) 当該対象地域を担当する地域支援企画員（総括）（事務局）

第7条 推進本部の事務を処理するため、推進本部に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局職員を置く。
- 3 事務局長は、産業振興推進部計画推進課長をもって充てる。
- 4 事務局次長は、産業振興推進部計画推進課長補佐（2人以上あるときは、本部長が指定した者とする。）をもって充てる。
- 5 事務局職員は、産業振興推進部計画推進課の職員をもって充てる。（雑則）

第8条 この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

訓 令
公 営 企 業 局 訓 令
教 育 委 員 会 訓 令
警 察 本 部 訓 令
監 査 委 員 訓 令

- 高知県訓令第6号
- 高知県公営企業局訓令第2号
- 高知県教育委員会訓令第11号
- 高知県警察本部訓令第12号
- 高知県監査委員訓令第1号

本 庁
 各 出 先 機 関
 公 営 企 業 局 本 局
 公 営 企 業 局 各 事 業 所
 公 営 企 業 局 各 病 院
 教 育 委 員 会 事 務 局
 教 育 委 員 会 事 務 局 各 事 務 所
 警 察 本 部
 警 察 署
 監 査 委 員 事 務 局

高知県南海地震対策推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年4月1日（揭示済）

高知県知事	尾崎	正直
高知県公営企業局長	長瀬	順一
高知県教育委員会委員長	宮地	彌典
高知県警察本部長	平井	興宣
高知県代表監査委員	奴田原	訂

高知県南海地震対策推進本部設置規程の一部を改正する訓令

高知県南海地震対策推進本部設置規程（平成19年4月高知県教育委員会訓令第10号）の一部を次のように改正する。

令第17号
 営企業局訓令第8号
 育委員会訓令第10号
 察本部訓令第20号
 査委員訓令第2号

の一部を次のように改正する。

第6条の見出しを「（チーム）」に改め、同条第1項を次のように改める。

本部長は、南海地震対策の個別の事項に関して、課題の整理、推進のための調整、進ちょく管理等の必要があると認めるときは、推進本部の下にチームを設置することができる。

第6条第2項中「前項の規定により設置される検討チーム（次項において「検討チーム」という。）」を「チーム」に改め、同条第3項中「検討チーム」を「チーム」に改める。

別表を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

理事（東京事務所担当）
理事（医療センター担当）
理事（交通運輸政策担当）
総務部長
危機管理部長
健康政策部長
地域福祉部長
文化生活部長
産業振興推進部長
商工労働部長
観光振興部長
農業振興部長
林業振興・環境部長
水産振興部長

土木部長
産業連携推進官
会計管理者
会計管理局長
教育長
警察本部長
公営企業局長
監査委員事務局長
東京事務所長

別表第2 (第5条関係)

総務部政策企画課長
総務部財政課企画監(執行管理担当)
健康政策部健康長寿政策課長
地域福祉部地域福祉政策課長
文化生活部資源・エネルギー課長
産業振興推進部計画推進課長
商工労働部商工政策課長
観光振興部観光政策課長
農業振興部農政企画課長
林業振興・環境部林業環境政策課長
水産振興部水産政策課長
土木部土木企画課長
会計管理局会計企画課長
教育委員会事務局教育政策課長
警察本部警備部警備第二課災害対策室長
公営企業局総務課長

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

告 示

高知県告示第276号

高知県会計規則(平成4年高知県規則第2号)第39条第2項において準用する同条第1項の規定により、高知県立幡多看護専門学校¹の設置及び管理に関する条例(昭和41年高知県条例第35号)第4条の規定による入学手数料の現金領収証書の様式を次のとおり定め、平成21年4月1日から施行し、平成18年7月高知県告示第537号(高知県立総合看護専門学校及び高知県立幡多看護専門学校²の入学手数料の現金領収証書の様式³の定め及び告示の廃止)は、平成21年3月31日限り廃止する。

平成21年3月31日(揭示済)

高知県知事 尾崎 正直

原符・現金領収済通知書

納入者	住所	年度		金額	円
		款	項		
氏名		様		節	
ただし、		年度高知県立幡多看護専門学校入学手数料		円	
上記のとおり領収しましたので、通知します。					
		年 月 日			
		高知県立幡多看護専門学校 出納員(現金取扱員) 印			
		高知県立幡多看護専門学校長 様			

備考 1 には、受験番号を記入し、番号順に保管する。
2 金額の頭書に¥を冠する。

現金領収証書

納入者	住所	年度		金額	円
		款	項		
氏名		様		節	
ただし、		年度高知県立幡多看護専門学校入学手数料		円	
上記のとおり領収しました。					
		年 月 日			
		高知県立幡多看護専門学校 出納員(現金取扱員) 印			

高知県告示第301号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約を締結したので、同法第252条の36第5項の規定により次のとおり告示する。

平成21年4月1日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

- 1 包括外部監査契約の期間の始期
平成21年4月1日
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
監査に要する費用の額は、次に掲げる費用を合算したものとし、1,300万円をもって上限とする。
(1) 基本費用 400万円
(2) 執務費用 基本執務費用及び外部監査人補助者執務追加費用を合算した額
(3) 実費 旅費、関係人出頭費用及び諸費用を合算した額
- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
小野 和男
高知市中万々292番地8
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
監査の結果に関する報告書が提出された後に支払う。ただし、必要があると認めるときは、概算払及び前金払をする。

高知県告示第302号

平成19年4月高知県告示第262号（会計管理者及び出納員の権限に属する事務の一部委任）の一部を次のように改正する。

平成21年4月1日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

別表第1中「並びに総務部（職員厚生課及び管財課を除く。）において行う工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約の入札に伴う入札保証金の入札当日における収納及び還付に関する事務」を削り、「総務企画課」を「政策企画課」に、「県政情報課」を「広報広聴課」に、

「	税務課の所掌に係る県税及び地方税法特別税並びにこれらに附帯する徴収金の収納及び記録管理並びに高知県規則（昭和33年高知県規則第11号）第73条の7の始動票料交付料の収納及び同規則第73条の6の収納計器取扱手数料の支出に関する事務	」	税務課の出納員
---	--	---	---------

を	「	総務部（職員厚生課及び管財課を除く）	財政課の出納員	」
---	---	--------------------	---------	---

く。）において行う工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約の入札に伴う入札保証金の入札当日における収納及び還付に関する事務	
税務課の所掌に係る県税及び地方税法特別税並びにこれらに附帯する徴収金の収納及び記録管理並びに高知県規則（昭和33年高知県規則第11号）第73条の7の始動票料交付料の収納及び同規則第73条の6の収納計器取扱手数料の支出に関する事務	税務課の出納員
市町村振興課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	市町村振興課の出納員

に改め、

「	政策企画部において行う工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約の入札に伴う入札保証金の入札当日における収納及び還付に関する事務	」	企画調整課の出納員
市町村振興課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務			市町村振興課の出納員

を削り、「健康福祉部」を「健康政策部」に、「健康福祉企画課」を「健康長寿政策課」に改め、

「	保健福祉課の所掌に係る災害見舞金の収納に関する事務	」	保健福祉課の出納員
---	---------------------------	---	-----------

を削り、

「	こども課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	」	こども課の出納員
文化環境部（環境共生課及び環境対策課を除く。）において行う工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約の入札に伴う入札保証金の入札当日における収納及び還付に関する事務			文化環境企画課の出納員
環境共生課において行う工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約の入			環境共生課の出納員

札に伴う入札保証金の入札当日における収納及び還付に関する事務	
環境対策課において行う工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約の入札に伴う入札保証金の入札当日における収納及び還付に関する事務	環境対策課の出納員
県民生活・男女共同参画課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	県民生活・男女共同参画課の出納員

を

「	地域福祉部において行う工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約の入札に伴う入札保証金の入札当日における収納及び還付に関する事務並びに地域福祉政策課の所掌に係る災害見舞金の収納に関する事務	」	地域福祉政策課の出納員
児童家庭課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務			児童家庭課の出納員
文化生活部において行う工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約の入札に伴う入札保証金の入札当日における収納及び還付に関する事務			資源・エネルギー課の出納員
県民生活・男女共同参画課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務			県民生活・男女共同参画課の出納員
産業振興推進部において行う工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約の入札に伴う入札保証金の入札当日における収納及び還付に関する事務			計画推進課の出納員

に、「観光部」を「観光振興部」に、「観光振興課」を「観光政策課」に、

「	森林部において行う工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約の入札に伴う入札保証金の入札当日における収納及び還付に関する事務	」	森林政策課の出納員
---	--	---	-----------

を

林業振興・環境部（環境共生課及び環境対策課を除く。）において行う工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約の入札に伴う入札保証金の入札当日における収納及び還付に関する事務	林業環境政策課の出納員
環境共生課において行う工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約の入札に伴う入札保証金の入札当日における収納及び還付に関する事務	環境共生課の出納員
環境対策課において行う工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約の入札に伴う入札保証金の入札当日における収納及び還付に関する事務	環境対策課の出納員

に、「海洋部」を「水産振興部」に、「海洋政策課」を「水産政策課」に改め、

産業技術部において行う工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約の入札に伴う入札保証金の入札当日における収納及び還付に関する事務	産業技術振興課の出納員
--	-------------

を削る。

別表第2中「総務企画課」を「政策企画課」に、「県政情報課」を「広報広聴課」に、

保健福祉課の出納員	保健福祉課の所掌に係る災害見舞金の収納に関する事務	保健福祉課の現金取扱員
医療業務課の出納員	医療業務課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	医療業務課の現金取扱員

を

医療業務課の出納員	医療業務課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	医療業務課の現金取扱員
-----------	-------------------------	-------------

地域福祉政策課の出納員	地域福祉政策課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	地域福祉政策課の現金取扱員
-------------	---------------------------	---------------

に、「こども課」を「児童家庭課」に、

県税事務所の出納員	県税事務所の所掌に係る県税及び地方人特別税並びにこれらに附帯する徴収金、歳入歳出外現金並びに有価証券の収納に関する事務	当該県税事務所の現金取扱員
東京事務所の出納員	「こうちふるさと寄附金」の収納に関する事務	東京事務所の現金取扱員

を

東京事務所の出納員	「こうちふるさと寄附金」の収納に関する事務	東京事務所の現金取扱員
県税事務所の出納員	県税事務所の所掌に係る県税及び地方人特別税並びにこれらに附帯する徴収金、歳入歳出外現金並びに有価証券の収納に関する事務	当該県税事務所の現金取扱員

に改め、

総合看護専門学校の出納員	総合看護専門学校の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	総合看護専門学校の現金取扱員
--------------	----------------------------	----------------

を削り、

精神保健福祉センターの出納員	精神保健福祉センターの所掌に係る歳入金の収納に関する事務	精神保健福祉センターの現金取扱員
療育福祉センターの出納員	療育福祉センターの所掌に係る歳入金の収納に関する事務	療育福祉センターの現金取扱員

を

療育福祉センターの出納員	療育福祉センターの所掌に係る歳入金の収納に関する事務	療育福祉センターの現金取扱員
精神保健福祉センターの出納員	精神保健福祉センターの所掌に係る歳入金の収納に関する事務	精神保健福祉センターの現金取扱員

に改める。

高知県告示第303号

昭和39年4月高知県告示第110号（指定金融機関等の名称、位置）の一部を次のように改正する。

平成21年4月1日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

別表の1 指定金融機関の表中

「 春野町

” ” 」

を

「高知市

” ” 」

に改める。

別表の2 指定代理金融機関の(2)の表中

「 春野町

” ” 」

を

「高知市

” ” 」

に改める。

別表の3 収納代理金融機関の表中

「 ” 池川 ”

” 仁淀川町 ”

昭和39年4月1日」を削り、

「高知春野農業協同組合本所

” 春野町 ”

平成3年4月1日」を

「高知春野農業協同組合本所

” 高知市 ”

平成3年4月1日」に改め、

「 ”

” ” ”

東又支所

仁井田 ” ” ” ”

公営企業局管理規程

高知県公営企業局事務処理規程の一部を改正する規程を次のように定める。
 平成21年4月1日(揭示済)

高知県公営企業局長 長瀬 順一

高知県公営企業局管理規程第10号

高知県公営企業局事務処理規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局事務処理規程(平成8年高知県企業局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1の3の(24)のアの項中

「

(イ) 課長、企画監及び所属職員並びに講師、調査員、参考人、証人等に係るもの			○	〃		
--	--	--	---	---	--	--

」

を

「

(イ) 課長及び企画監に係るもの			○	〃		
(ウ) 所属職員及び講師、調査員、参考人、証人等に係るもの			○	〃		

」

に改める。

別表第2の12の項を次のように改める。

12 職員及び講師、調査員、参考人、証人等の内国旅行命令(変更命令を含む。)及び復命の受理に関すること。	○		所長に係るもの以外のものについては、次長が専決する。
--	---	--	----------------------------

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に決裁を受ける処理の途中にある事務の処理の手続については、なお従前の例による。

公安委員会規則

高知県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成21年3月27日（揭示済）

高知県公安委員会委員長 近森 正幸

高知県公安委員会規則第4号

高知県警察組織規則の一部を改正する規則

高知県警察組織規則（平成6年高知県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第6条第1項第5号」を「第6条の2第1項第4号」に改める。

第3条第1号中「警務課」を「警務課 企画課」に改め、同条第3号中「暴力団対策課 薬物銃器対策課」を「組織犯罪対策課」に改める。

第4条第1項第10号中「その他本部長の」を「前各号に掲げるもののほか、本部長が」に改める。

第6条第1項第1号中「、定員」を削り、同項中第3号から第5号までを削り、第6号を第3号とし、第7号を第4号とし、第8号から第16号までを削り、同条第2項及び第3項を削り、同条の次に次の1条を加える。

（企画課）

第6条の2 企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 定員に関すること。
- (2) 警察行政の企画、立案及び総合調整に関すること。
- (3) 高知県警察の所管に係る公益法人の監督に関する総合調整に関すること。
- (4) 条例、規則、訓令その他重要文書の審査に関すること。
- (5) 犯罪被害者支援（犯罪被害者の被害の回復、安全の確保及び精神的打撃の軽減に資するための警察の施策をいう。第46条の2第2項において同じ。）に関する企画、立案及び総合調整に関すること。
- (6) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関すること。
- (7) 犯罪被害者等給付金に関すること。
- (8) オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号）第3条第1項に規定する給付金に関すること。
- (9) 文書管理に関すること。
- (10) 情報公開に関すること。
- (11) 個人情報保護に関すること。
- (12) 警察統計（犯罪統計を除く。）に関すること。
- (13) 被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関すること。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の所掌に属しない

こと。

2 企画課に、被害者支援室、機構改革推進室及び取調べ監督室を置く。

3 被害者支援室、機構改革推進室及び取調べ監督室の運営その他必要な事項は、本部長が定める。

第10条第1項第6号中「以下」を「第54条第2項において」に改める。

第11条第1項第16号を同項第21号とし、同項第15号中「第6条から第9条の2まで」を「第3条から第12条まで及び第21条第1項（第1号に係る部分に限る。）」に改め、同号を同項第20号とし、同項第14号を同項第19号とし、同号の前に次の4号を加える。

(15) 高压ガスその他の危険物の取締りに関すること。

(16) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の施行に関すること。

(17) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）の施行に関すること。

(18) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の施行に関すること。

第11条第1項中第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号を削り、同項第9号中「他課」を「他の課」に改め、同号を同項第11号とし、同号の前に次の1号を加える。

(10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の施行に関すること。

第11条第1項中第8号を第9号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 子ども及び女性を対象とする性犯罪等の前兆事案の捜査に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。

第14条第2号中「薬物銃器対策課」を「組織犯罪対策課」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）の施行に関すること。

第14条中第4号から第7号までを削り、第8号を第4号とし、第9号から第11号までを4号ずつ繰り上げ、第12号を削り、第13号を第8号とする。

第15条第1項第9号から第11号までを削り、同項第12号を同項第9号とする。

第17条を次のように改める。

（組織犯罪対策課）

第17条 組織犯罪対策課においては、次に掲げる事務をつかさど

る。

(1) 組織犯罪対策に関する企画、立案及び調整に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。

(2) 犯罪組織情報の収集、整理、分析その他組織犯罪情報に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。

(3) 組織犯罪の取締りに関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。

(4) 暴力団に係る犯罪の取締りに関すること。

(5) 麻薬、覚せい剤その他の薬物に関する犯罪の取締りに関すること。

(6) けん銃その他の銃器に関する犯罪の取締りに関すること。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の施行に関すること。

(8) 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）の施行に関すること。

(9) 国際捜査共助に関すること。

第17条の2を削る。

第20条第1項第13号中「第16条第1項の表14の項」を「第16条第1項の表15の項」に改める。

第22条第10号中「第21条第1項」を「第21条第1項（第2号及び第3号に係る部分に限る。）」に改める。

第25条第1号中「高速自動車国道」を「高速自動車国道等（高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項に規定する高速自動車国道及び道路法（昭和27年法律第180号）第48条の4に規定する自動車専用道路（国道56号須崎道路に限る。）をいう。次号において同じ。）」に改め、同条第2号中「高速自動車国道」を「高速自動車国道等」に改める。

第26条第1項第4号中「前各号」を「前3号」に改める。

第27条第1項第6号中「に対処するための計画及びその実施」を「の初動措置」に改める。

第34条中「本章」を「この章」に改める。

第38条中「掲げる」を「規定する」に改め、同条第1号ウ中「、機動装備隊長及び機動装備隊副隊長」を「及び機動装備隊長」に改め、同号エ中「、被害者対策室長、機構改革推進室長及び警務企画官」を削り、同号中クをケとし、キをクとし、カをキとし、オをカとし、エの次に次のように加える。

オ 企画課に被害者支援室長、機構改革推進室長、取調べ監督室長及び企画調査官

第38条第2号ア中「、サイバー犯罪対策官」を削り、「及び警察総合相談室長」を「、警察総合相談室長及び子ども・女性安全対策班長」に改め、同号イ中「地域管理官、通信指令室長」を「通信指令室長、地域管理官」に、「通信指令官、航空隊長、鉄警隊長及び鉄警隊副隊長」を「航空隊長、通信指令官及び鉄警隊長」に改め、同号ウ中「少年課に」を「少年課にサポートセンタ

一 所長、」に改め、「サポートセンター所長」を削り、同号エ中「生活環境課に」を「生活環境課にサイバー犯罪対策官及び」に改め、同条第3号ア中「国際捜査指導官、国際犯罪捜査情報官」及び「機動捜査隊副隊長」を削り、同号ウ中「暴力団対策課」を「組織犯罪対策課」に、「犯罪組織情報官」を「犯罪組織総括情報官」に改め、同号中エを削り、オをエとし、カをオとする。

第42条第1項中「以下」を「次項において」に改める。

第46条第1項中「警視に」を「、警視に」に改め、「、被害者対策室長には警視若しくは警部又はこれらに相当する一般職員を、機構改革推進室長及び警務企画官には警視又は警部を」を削り、同条第3項から第5項までを削り、同条の次に次の1条を加える。

(企画課の職)

第46条の2 被害者支援室長には警視若しくは警部又はこれらに相当する一般職員を、機構改革推進室長、取調べ監督室長及び企画調査官には警視又は警部をもって充てる。

2 被害者支援室長は、上司の命を受け、課の所掌事務のうち、犯罪被害者支援に関する事務を総括処理するとともに、部下職員を指揮監督する。

3 機構改革推進室長は、上司の命を受け、課の所掌事務のうち、警察行政の機構改革の推進に関する企画、立案及び総合調整に関する事務を総括処理するとともに、部下職員を指揮監督する。

4 取調べ監督室長は、上司の命を受け、課の所掌事務のうち、被疑者取調べの監督に関する事務を総括処理するとともに、部下職員を指揮監督する。

5 企画調査官は、上司の命を受け、課の所掌事務のうち、定員並びに警察行政の企画、立案、総合調整及び調査に関する事務その他特命事項を総括処理する。

第51条第1項中「、サイバー犯罪対策官には警視又はこれに相当する一般職員を」を削り、「警部」を「警部を、子ども・女性安全対策班長には警部」に改め、同条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、第6項を第5項とし、同条に次の1項を加える。

6 子ども・女性安全対策班長は、上司の命を受け、担当事務について課長を補佐し、部下職員を指揮監督する。

第52条第1項中「地域管理官」を「通信指令室長及び地域管理官」に改め、「、通信指令室長」を削り、同条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 地域管理官は、上司の命を受け、課の所掌事務のうち、地域警察の実績管理に関する事務を総括処理するとともに、部下職員を指揮監督する。

第52条第7項を削り、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 航空隊長は、上司の命を受け、課の所掌事務のうち、航空隊に関する事務を総括処理するとともに、部下職員を指揮監督する。

第53条第4項を削り、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「生じる」を「生ずる」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 サポートセンター所長は、上司の命を受け、課の所掌事務のうち、サポートセンターに関する事務を総括処理するとともに、部下職員を指揮監督する。

第54条第1項中「特別捜査班長には、」を「サイバー犯罪対策官には警視若しくは警部又はこれらに相当する一般職員を、特別捜査班長には」に改め、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 サイバー犯罪対策官は、上司の命を受け、課の所掌事務のうち、サイバー犯罪対策の指導教養及びサイバー犯罪情報に関する事務並びに特定の事務を総括処理する。

第55条第1項中「、組織窃盗対策官、国際捜査指導官及び国際犯罪捜査情報官」を「及び組織窃盗対策官」に改め、同条第8項及び第9項を削り、同条第10項を同条第8項とする。

第57条の見出し中「暴力団対策課」を「組織犯罪対策課」に改め、同条第1項中「及び組織犯罪対策指導官」を削り、「犯罪組織情報官」を「組織犯罪対策指導官、犯罪組織総括情報官」に改め、同条第4項中「犯罪組織情報官」を「犯罪組織総括情報官」に改める。

第57条の2を削る。

第60条第5項中「並びに」を「及び」に改める。

第61条第4項中「被害者対策」を「被害者支援」に改める。

第65条第1項中「、警部」を「警部」に改め、同条第2項中「災害対策に」を「災害対策及び緊急事態の初動措置に」に改める。

第66条中「本節」を「この節」に、「及び」を「又は」に改める。

第74条中「別に」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第25条の改正規定及び次項の規定は同年3月29日から、第20条第1項第13号の改正規定は同年6月1日から施行する。
(高知県道路交通法施行細則の一部改正)

2 高知県道路交通法施行細則(昭和35年高知県公安委員会規則第5号)の一部を次のように改める。

第3条の2の見出し中「高速自動車国道」を「高速自動車国道等」に改め、同条中「高速自動車国道」を「高速自動車国道等(高知県警察組織規則(平成6年高知県公安委員会規則第1号)第25条第1号に規定する高速自動車国道等をいう。)」に改める。

改める。

高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月27日(掲示済)

高知県公安委員会委員長 近森 正幸

高知県公安委員会規則第5号

高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則

高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則(昭和50年高知県公安委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表第2の8 本山警察署の表本山警察署杉駐在所の項中「長岡郡大豊町杉7番地1」を「長岡郡大豊町杉33番地4」に改め、同表中

本山警察署大田口駐在所	長岡郡大豊町和田90番地3	長岡郡大豊町のうち 寺内 奥大田 庵谷 船戸 黒石 中屋 和田 梶ケ内 上東 安野々 川戸 連火 西久保 桃原 粟生 西川 立野 八畝 南大王 怒田 川井 大滝 大平 中内 西土居 八川 佐賀山 大久保 大砂子 柳野 永洵
-------------	---------------	---

を

本山警察署豊永駐在所	長岡郡大豊町東土居196番地13	長岡郡大豊町のうち 寺内 奥大田 庵谷 船戸 黒石 中屋 和田 梶ケ内 上東 安野々 川戸 連火 西久保 桃原 粟生 西川 立野 八畝 南大王 怒田 川井 大滝 大平 中内 西土居 八川 佐賀山 大久保 大砂子 柳野 永洵
------------	------------------	---

に改める。

別表第2の9 いの警察署の表いの警察署天王駐在所の項中「鉢巻」を削り、同表いの警察署三瀬駐在所の項中「出来地」を削り、同表いの警察署上八川駐在所の項中「吾川郡いの町上八川下分1912番地5」を「吾川郡いの町上八川甲1912番地5」に改める。

別表第2の11 佐川警察署の表佐川警察署所在地の項中「虎杖野」を「虎杖野」に、「馬ノ原」を「馬の原」に改め、「本郷山」を削り、「峯耕」を「峰耕」に改め、同表佐川警察署斗賀野駐在所の項中「川の内組」を「川ノ内組」に改め、同表佐川警察署池川駐在所の項中「土居丙 土居丁」を削り、同表佐川警察署仁淀駐在所の項中「長者」を「長者乙 長者丙 長者丁」に改める。

別表第2の12 須崎警察署の表中

須崎警察署姫野々駐在所	高岡郡津野町 473番地1	高岡郡津野町のうち 新土居 三間川 樺ノ川 西谷 姫野々 久保川 永野 貝ノ川 貝ノ川床鍋 西谷甲 西谷乙 赤木 大野 黒川 杉ノ川甲 杉ノ川乙 杉ノ川丙 白石甲 白石乙 白石丙
-------------	---------------	--

を

須崎警察署葉山駐在所	高岡郡津野町 永野 391番地2	高岡郡津野町のうち 新土居 三間川 樺ノ川 西谷 姫野々 久保川 永野 貝ノ川 貝ノ川床鍋 西谷甲 西谷乙 赤木 大野 黒川 杉ノ川甲 杉ノ川乙 杉ノ川丙 白石甲 白石乙 白石丙
------------	------------------	--

に改める。

別表第2の15 清水警察署の表清水警察署所在地の項中「西町 加久見新町 加久見入沢町 グリーンハイツ」を「グリーンハイツ 清水 西町 加久見新町 加久見入沢町」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

高知県公安委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月27日(揭示済)

高知県公安委員会委員長 近森 正幸

高知県公安委員会規則第6号

高知県公安委員会公印規則の一部を改正する規則

高知県公安委員会公印規則(昭和33年高知県公安委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「生活環境課長、暴力団対策課長」を「組織犯罪対策課長」に改める。

別表高知県公安委員会印の項中「生活環境課長」を削り、「暴力団対策課長」を「組織犯罪対策課長」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

高知県警察定員配分規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年4月1日(揭示済)

高知県公安委員会委員長 西山 昌男

高知県公安委員会規則第7号

高知県警察定員配分規則の一部を改正する規則

高知県警察定員配分規則(昭和37年高知県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

別表中「48」を「49」に、「74」を「75」に、「84」を「85」に、「152」を「153」に、「134」を「137」に、「297」を「296」に、「431」を「433」に、「82」を「86」に、「364」を「363」に、「446」を「449」に、「75」を「77」に、「386」を「387」に、「461」を「464」に、「423」を「434」に、「1,141」を「1,140」に、「1,564」を「1,574」に、「201」を「200」に、「113」を「114」に、「624」を「634」に、「1,878」を「1,888」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日(揭示済)

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第25号

職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する規則(昭和31年高知県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第11条第3号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 国際線航空券の発券手数料にあっては、現に支払った額

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の職員の旅費に関する規則第11条第3号の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行又は同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従

前の例による。

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日(揭示済)

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第26号

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則(昭和31年高知県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1の7の表中「水産試験場又は栽培漁業センター」を「又は水産試験場」に改め、同表の20の表中「栽培漁業センター」を削り、同表の24の表中「環境研究センター、農業技術センター、畜産試験場、森林技術センター、海洋深層水研究所、内水面漁業センター、水産試験場、農業振興部、森林部、海洋部」を「海洋深層水研究所、農業振興部、林業振興・環境部、水産振興部」に改める。

別表第3の9の表中「若しくは皇太子妃」を「皇太子妃、文仁親王若しくは悠仁親王」に改める。

別表第4中「総合看護専門学校及び」を削る。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日(揭示済)

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第27号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則(昭和32年高知県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第3条第11号を削り、同条第12号を同条第11号とする。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年4月1日(揭示済)

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第28号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則(昭和32年高知県人事委員会規則第19

号)の一部を次のように改正する。

別表第3中

高知県職員採用 上級試験	高知県職員	6等 級の 職	学校教育法(昭和 22年法律第26号) 第87条に規定する 大学(以下「大 学」という。)卒 業程度
-----------------	-------	---------------	---

を

高知県職員等採 用上級試験	高知県職員	6等 級の 職	学校教育法(昭和 22年法律第26号) 第87条に規定する 大学(以下「大 学」という。)卒 業程度
	市町村立小 ・中学校事 務職員		

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



人事記録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年4月1日(揭示済)

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第29号

人事記録に関する規則の一部を改正する規則

人事記録に関する規則(昭和33年高知県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表2の項中「、第28条の5第1項」を「若しくは第28条の5第1項」に改め、同表4の項中「若しくは」を「又は」に改め、同表中

45 育 児 休 業	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第3項の規定により育児休業を承認する場合をいう。
46 大学院修学 休業	教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項の規定により大学院修学休業を許可する場合をいう。

を

45 育 児 休 業	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第3項の規定により育児休業を承認する場合をいう。
46 育児短時間 勤務	育児休業法第10条第3項の規定により育児短時間勤務を承認する場合をいう。
47 短時間勤務	育児休業法第17条の規定による短時間勤務をさせる場合をいう。
48 大学院修学 休業	教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項の規定により大学院修学休業を許可する場合をいう。

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年4月1日(揭示済)

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第30号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則(平成14年高知県人事委員会規則2号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 条例第2条第1項第2号に規定する人事委員会規則で定める法人は、公立大学法人高知工科大学とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。